

## 富士ふれあいの村まつり実行委員会規約

### (名 称)

第1条 この会は、富士ふれあいの村まつり実行委員会（以下「委員会」という。）という。

### (業 務)

第2条 委員会は、富士ふれあいの村まつり（以下「ふれあいの村まつり」という。）の、企画立案及び運営を担当する。

### (組 織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる機関及び団体等をもって構成する。

### (役 員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- |     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 実行委員長（以下「委員長」という。）   | 1名 |
| (2) | 副実行委員長（以下「副委員長」という。） | 3名 |
| (3) | 監事                   | 2名 |

### (役員を選任)

第5条 委員長には、富士ふれあいセンター所長を、副委員長には、ふじざくら支援学校長、はまなし寮長及び富士・東部保健福祉事務所長をもって充て、監事は委員の互選により選出する。

### (役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。

### (会 議)

第8条 会議は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席した場合に成立する。ただし、本条及び第9条において、市町村の委員については、委員長が別に定める市町村の委員の代表者をもって、委員とみなす。

### (議 決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。

- 2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(オブザーバー)

第10条 委員会にオブザーバーをおく。

2 オブザーバーは、別表第2に掲げる施設及び団体のほか、委員長が承認した施設又は団体等とする。

3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、富士ふれあいセンターが行う。

(経費)

第12条 ふれあいの村まつりの開催に要する経費は、県費及びその他の経費をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、委員会に関し、必要な事項は、委員長が定める。

付 則 この規約は、平成22年6月22日より施行する。

付 則 この規約は、平成23年6月24日より施行する。

付 則 この規約は、平成24年6月18日より施行する。

付 則 この規約は、平成25年6月24日より施行する。

付 則 この規約は、平成28年6月13日より施行する。

付 則 この規約は、平成29年6月19日より施行する。

付 則 この規約は、令和8年4月1日より施行する。